

# 記入例(請求書)

令和7年7月1日

## 施設等利用費請求書

請求書は3か月分ごとに作成してください。

【令和7年4月～令和7年6月分請求用】

児童福祉法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

請求書記載項目や添付書類に不備があると請求受付ができなくなります。

記入例に従い、誤りが無いようご注意ください。  
もし、修正が必要な場合は、右記をご参照ください。  
修正液、修正テープによる修正はしないでください。

### 訂正する場合

- ①請求者氏名の横に押印する。
- ②間違えた箇所に二重線を引き、訂正印(①と同じ印)を押す。
- ③その上部に正しい文言を書く。

### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ナガレヤマ タロウ	認定	生年月日	平成3年10月10日
氏名	流山 太郎	子どもの続柄	現住所	流山市平和台1-1-1
	<small>*償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です</small>		電話	090-0000-0000

### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
認定番号	S00000○△◇×
生年月日	令和3年8月3日
フリガナ	ナガレヤマ
氏名	流山 花
7年4月1日～7年6月30の間の住所	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	
上記で転入又は転出に該当した場合は、転入・転出日を記入	令和7年4月15日

認可外保育等の無償化対象は第2号又は3号認定該当者です。該当する認定にチェックしてください。

### 3. 請求する3か月間での転入出がある場合は、チェックの上、転入日又は転出日を記入してください。

活動支援事業(以下「認可外保育施設等」という。)について記入(在籍している施設が無い場合は記入不要)

フリガナ	ナガレヤマニンカガイホイクシツ	所在地	〒270-0000
施設名称	ながれやま認可外保育室	(市外の場合のみ記入)	流山市平和台○-△-□
			電話: 04-0000-0000
7年4月1日～7年6月30日の間の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input checked="" type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園一時預かり事業など、特定の施設に在籍しているものではない場合は、当該欄は記載不要です。	令和7年4月21日		

### 4. 施設等利用費請求額

92,290
--------

「別紙2」で算定した請求額を記入してください。(「別紙2」の記入例をご確認ください。)

### 5. 施設等利用費の振込先を記入して下さい

金融機関名	銀行・信用金庫	支店	口座番号	○△□○□○△□
流山	市役所	出張所	口座名義(カタカナ)	ナガレヤマ タロウ
	農協・信用組合			

なお、不正防止の観点から請求額の金額訂正は出来ません。請求額を訂正する場合は、改めて請求書の書き直しをお願いします。

### 添付書類

- (1) 特定子ども・子育て支援事業等利用費の償還を受ける場合: 別紙1
- (2) 領収証(口座振替の場合は、請求書コピー等の支払金額の確認できる書類でもよい。)
- (3) 次に掲げる場合に応じた別紙1～3
  - ア 預かり保育事業の利用費の償還を受ける場合: 別紙1
  - イ 認可外保育施設等の利用費の償還を受ける場合: 別紙2
  - ウ 幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用費の償還を受ける場合: 別紙3

添付書類は請求月分取りまとめの上、添付してください。(不足がある場合受付できません!)  
また、請求する事業に応じ「別紙1～3」を作成し、提出してください。  
認可外保育施設等の請求には別紙2が必要です。

請求する期間内に利用した施設を記載してください。(請求には利用の根拠となる「特定子ども・子育て支援提供証明書」と利用料の根拠となる「領収証」を添付してください)

1. 申請期間内に利用した認可外保育施設等を記入(複数施設・事業を利用した場合は、余白等に記載し、①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください)

①	フリガナ 施設名 ながれやま認可外保育室	所在地 流山市平和台〇-△-□ 電話: 04-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	契約している利用料※1 ☑ 月額 27,000 円 □ 日額 円 □ 時間額 円	
②	フリガナ 施設名 △△一時保育室	所在地 〒270-△〇△〇 流山市西初石〇-◇〇 電話: 04-〇〇〇〇-◇◇◇◇
	契約している利用料※1 □ 月額 円 ☑ 日額 4,000 円 □ 時間額 円	
③	フリガナ 施設名	所在地 〒 電話:
	契約している利用料※1 □ 月額 円 □ 日額 円 □ 時間額 円	

月ごとの認可外保育施設で負担した金額を **a** 欄に、一時預かり事業等で負担した金額を **b** 欄に記載してください。(それぞれ領収証に記載の金額)

**a + b** の合計額を月ごとに記載してください。

2. 認可外保育施設等の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和7年4月	27,000 円	4,000 円	31,000 円	20,290 円	20,290 円
令和7年5月	27,000 円	12,000 円	39,000 円	37,000 円	37,000 円
令和7年6月	27,000 円	8,000 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円

※2 子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料の月額相当分を算定してください。(1円未満の端数がある場合は切り捨て)

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。  
 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。  
 ・月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額：  
 $37,000(42,000)円 \times 転出日までの日数 \div その月の日数$   
 ・月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額：  
 $37,000(42,000)円 \times 転入先での認定日からの日数 \div その月の日数$

月額上限額は、新2号認定:37,000円、新3号認定:42,000円となります。

ただし、請求する期間中に転入出がある場合は上限額が変動します。計算は※4に従い計算の上、記載してください。

例の「10月」は10月15日に転入し、同日から新2号認定を受けるとし、  
 $37,000 \times 17日(認定日からの日数) / 31日(その月の日数) = 20,290円$

【得られた金額の1円未満の端数は切り捨て】として計算しています。  
 (途中転入出の計算が不明な場合は、お気軽に流山市保育課にお問い合わせください！)

**重要!**

月ごとに **c** と **d** を比較して低い方の金額を記載します。この欄で得られた金額の3か月分の合計額が請求金額となりますので、「施設等利用費請求書」の項目4の「施設等利用費請求額」に合計額を記載してください。(必ず根拠となる「特定子ども・子育て支援提供証明書」と「領収証」(ファミリーサポートセンターの場合「活動報告書」)を添付して請求してください。)

金額に誤りがあると、請求受付できませんので、ご不明な場合はお気軽に流山市保育課までお問い合わせください。